公共下水道受益者負担金制度

昭和61年度から横越地区の一部で

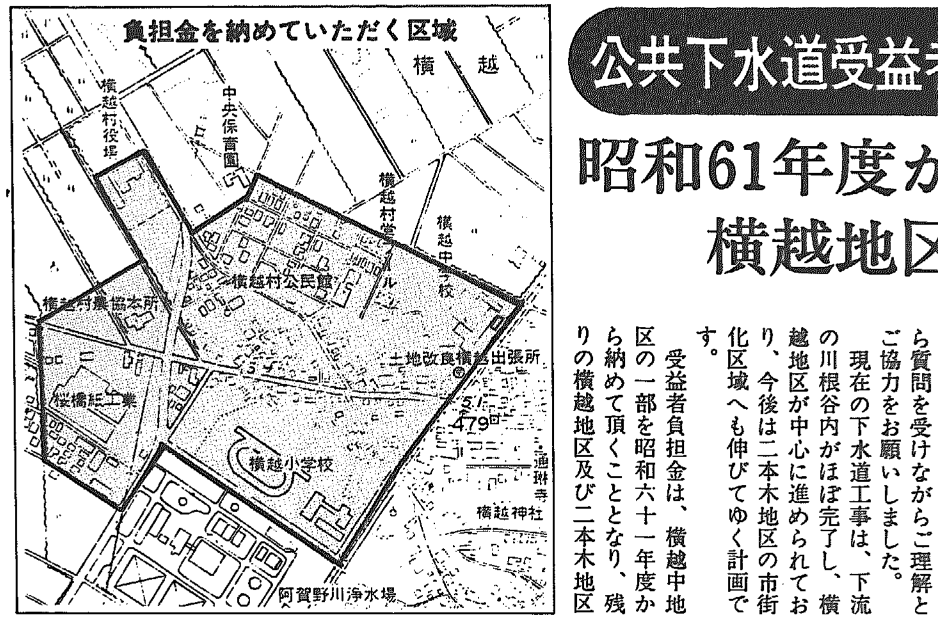

二月七日横越村公民館で、向こう五ケ年以内に公共下水道が使用可能となる区域の横越中地区の一部を対象に、受益者負担金説明会が開かれました。

当日は、村から企業課長らが出席し、下水道計画や受益者負担金制度の説明のあと、出席した五十余人の皆さんから質問を受けながらご理解とご協力をお願いしました。

現在の下水道工事は、下流の川根谷内がほぼ完了し、横越地区が中心に進められており、今後は二本木地区の市街化区域へも伸びてゆく計画です。

受益者負担金は、横越中地区の一部を昭和六十一年度から納めて頂くこととなり、残りの横越地区及び二本木地区は、工事の進み具合を見て決める予定です。

そこで、下水道受益者負担金制度について紹介しましょう。

受益者負担金制度とは

下水道が完備され利用できるようになると、下水道の無い地域では考えられない快適な生活、水洗トイレの使用を可能にするなど、環境衛生の向上をもたらし、さらに、これによる土地の利用価値の増加をもたらします。

一方、下水道の建設には、非常に多額の費用を必要とし、この費用は、国からの補助金起債、村費でまかないますが、下水道事業のように限られた区域内で特定の人だけが利用し、利益を受けるような場合は、建設費を全村から徴収された村税でまかなうことになりますと、利益を受けない人にも負担させる結果となり、税負担の公平を欠くことになります。そこで、下水道整備により直接利益を受ける区域の皆さんから、建設費の一部を負担してもらい国・村・受益者が一体となって下水道を一日も早く整備していこうという制度です。

負担金を納めていただく方は

下水道を整備する区域内で昭和六十一年四月一日現在、土地を所有している方が受益者となります。ただし、その土地に地上権や質権、または、使用貸借、賃貸借（一時使用を除く）による権利がある場合は、その権利者が受益者となり負担金を納めていただきます。

なお、権利者の申告のない場合は、土地所有者が受益者となります。

負担金の額は

村の下水道整備予定面積は、八十九ヘクタールで総事業費は四十二億円です。これを土地一平方メートル当たりで換算すると事業費は約四千七百円を要するものですが、受益者負担金としては、二三四円（約四・七%）を負担して頂くことに定められております。

単位負担金額が二三四円ですから、仮りに二三〇平方メートル（約七〇坪）を所有している場合は、

二三四円×二三〇平方メートル＝五万三、八二〇円となりこれを五年に分割しさらに一年を四期（五月・八月・十一月・二月）に分けて二十回で納めるものです。

負担金がかかる土地は

公共用地（道路・水路・公園）などを除いたすべての土地が対象になりますが、生活扶助世帯などには減免制度があります。また、農地は宅地化されるまでの間、納入猶予があり、猶予期間は三年更新で、最高十年が限度とされています。

負担金を一括して納めることもできます

負担金の納入は、期別になっていますが、納期前一括納入などをした場合、前納報奨金が交付されます。

※（下水道受益者負担金のお問い合わせは、役場企業課下水道係へ）

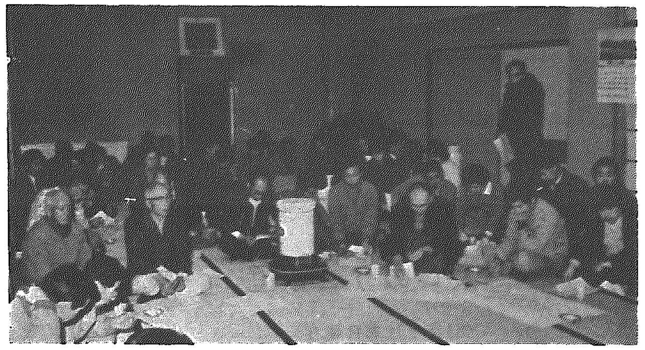
受益者負担金の説明に真剣に聞きいるみなさん

【申告から納付までの手続及び期日】

村役場	手続	期日	受益者
――	○土地所有者に申告書送付	3月上旬 →	
←	○土地所有者は内容を確認のうえ申告（権利者がいるときは連署捺印が必要）	3月中旬	
	○減免、猶予申請書提出		
――	○負担金決定通知書の送付	4月中旬 →	
――	○負担金納付書の送付	5月中旬 →	
←	○負担金の納入（最寄りの銀行等へ）	（各納期限）	

昭和60年工業統計調査の概要

工業出荷額一八四億円

一・四%の微増

製造業を対象として、毎年十二月三十一日現在で調査している「昭和六十年工業統計調査」の村の概要がこのほどまとまりました。

村の製造業は、三一事業所。工業出荷額は、前年より一、四%増の一八四億二、九八三万円で、表のようにここ三ケ年はほぼ横ばいの状態となっています。

産業別でみると、工業出荷額が前年対比で伸びているのは、繊維八三、六%、家具六、八%、金属五、四%、木材四、五%、紙〇、五%となっていますが、本村工業出荷額の三分の二以上をしめる食料が一、〇%減少しました。

村の工業出荷額の推移

年	出荷額
昭和60年	184億2,983万円（31事業所1,202人
昭和59年	181億8,078万円(31事業所1,178人)
昭和58年	174億5,734万円(32事業所1,178人)
昭和57年	173億8,365万円(30事業所1,162人)
昭和56年	176億1,428万円(33事業所1,211人)

体で表し、心を表す

三月の声を聞くと、さすがに寒気もゆるむ。

ところで、物質の豊かさに反比例するかのように人々の心が貧しくなってきたと云われて久しい。

〝人間の心〟と云う不確実な物よりも、今、目の前に見える形のある物質の方が安心するであろう。が、しかし、本当に吾々は物を求めているのだろうか。心が第一と口で云う裏には私利私欲が影をひそめているのだろうが、やはり核となる部分では心を求めているであろうと思う。

「最近の若い者は」と、とかく若者イコール礼義知らず、思いやりのなさ、道徳心のない様な代名詞にされているが果してそうだろうか。老人が困っているのに気付かない振りをしている大人をよそにさりげなく手を貸してやる若者。雪道で動けなくなった車を頬を赤くして押してやっている中学生の姿を見たりする時、形に表れずとも豊かな心を皆持っている。

感動する心。喜びの心。優しい心。労りの心。そして、痛みの心。殺伐とした社会の中の吾々だが一人一人の心は乾いてはいないと思う。

三月は卒業のシーズンである。新しい学校へ、職場への期待を秘めながら、住みなれた学校を後にする。学校と云う所は特殊な所で、生徒、学生と云う名の元に社会の風から保護されている。それがポンと暖かな巣から放り出されると戸惑や悩みが生じる。社会と云うのは機械的に沢山の歯車で動いている。乾いているかの様だが、多くの歯車の一つ一つは血の通った人である。職場の人生の先輩である。どの様な時でも心対心、誠心誠意接する事だ。最近では一生懸命な姿。愛想の良い姿をダサイと云う言葉で嫌う若者がいるらしい。頑張りたい、認められたい、向上したい、又融け込みたいと云う誰にでもある気持を表すのが恥かしい事なのだろうか、ヒョウヒョウと軽く流れて生きる事がナウイと云われるのだろうか。努力したり深く関わる事が面倒な事ではあるが、多数の人が集っている世の中で自分の心や力を認められないと云うのは淋しい事である。年代が異なれば価値観が違うのは当然の事。しかし、心は老若男女を問わず一つである。黙って立っているばかりでは理解されない。新しく社会に入る者も、迎える人も相手を宇宙人視するのではなく心で接する事が大切である。体で表すのが大切であろう。

あいさつ、笑顔、きびきびした動きで自分で表してみてはどうだろう。

新しい社会に入る準備はOKか。新しい仲間を迎え入れる準備は整ったか、年度末のあわただしい一時、机の上、部屋の中だけでなく自分の心の中を点検してみよう。

（山崎）

計量器の定期検査　４月10日・11日

計量法により、商店、診療所、学校、農家等で取引き及び証明に使っている「はかり」の定期検査が次の日程で行われます。

個別の案内通知は、後日該当者に送付されますが、「はかり」を新たに購入された方、または、案内通知が不着の場合は、日程をご覧のうえ期間内においでください。

計量器の定期検査日程

月　日	対象地区等
４月10日(木)	横越・木津・二本木地区
４月11日(金)	沢海・小杉・藤山・駒込地区及び官庁・農協等

◎会場　横越村役場　多目的ホール

◎時間　午前９時30分～午後３時30分

※問い合わせ先　横越村役場経済課へ

農業所得者の確定申告と納税相談

会場　役場多目的ホール

時間　9時～16時

3月4日（火）　小杉・藤山・駒込地区

5日（水）　木津・二本木地区

6日（木）　横越・川根谷内地区

7日（金）　沢海・焼山地区

住民税の申告相談

会場　役場多目的ホール

時間　9時～16時

3月11日（火）　小杉・藤山・駒込地区

12日（水）　木津・二本木地区

13日（木）　横越・川根谷内地区

14日（金）　沢海・焼山地区

東北電力　作業停電

3月11日(火)　午前8時～12時　川根谷内・横越上・中一部

3月14日(金)　午前8時30分～12時　木津上・中・沢海下一部

3月19日(水)　午後1時30分～4時30分　横越上・中・木津上一部

役場前に郵便ポスト設置

ご利用ください

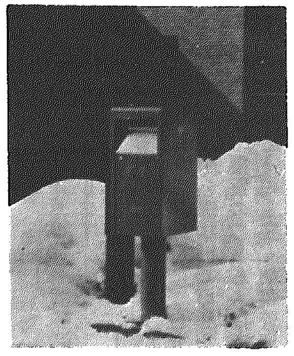
１日２回取集されます

横越村役場庁舎正面玄関前に、このほど郵便ポストが設置されました。

郵便物の取集時刻は、午前八時十五分ころと午後四時で一日二回となっていますので利用してください。